

※必ずご覧ください。

入札に参加する事業者の皆様へ

長期継続契約に係る留意点

契約期間：複数年度にわたる全期間とします。（本契約の契約期間はそれぞれ
66か月です。）

契約金額：契約期間における契約金額の総額とします。（以下「契約金総額」
という。）

損害金等：契約の履行遅延に基づく損害金及び受注者の責による発注者の解
除権に基づく損害賠償金は、契約金総額を基準とします。

契約保証金：契約金総額を基準とします。

特約条項：翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額や削除が
あった場合には契約を変更又は解除することがあります。

入札書：契約金総額（税抜）での入札とします（66か月）。